

議案第 6 4 号

専決処分した事件の承認について

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 4 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第6号

専決処分書

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市条例第12号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第7項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第8項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附則第12項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第13項中「附則第7項及び第9項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第10項、第11項及び前項」を「附